

# 自殺対策基本法

<参考資料2>

○平成18年6月 自殺対策基本法成立(全会一致で可決、同年10月施行)

## ◆基本理念

- ①個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施
- ②自殺の実態に即して実施
- ③事前予防、危機への対応及び事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施
- ④関係する者の相互の密接な連携の下に実施

## ◆基本的施策

- ①調査研究の推進等
- ②国民の理解の増進
- ③人材の確保等
- ④心の健康の保持増進に係る体制の整備
- ⑤医療提供体制の整備
- ⑥自殺発生回避のための体制の整備
- ⑦自殺未遂者に対する支援
- ⑧自殺者の親族等に対する支援
- ⑨民間団体の活動に対する支援

## ◆自殺総合対策会議

○会長 内閣官房長官

○委員 内閣総理大臣が指定する国務大臣

内閣府特命担当大臣（自殺対策）、国家公安委員会委員長  
内閣府特命担当大臣（金融）、総務大臣、法務大臣  
文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣  
経済産業大臣、国土交通大臣

○所掌事務

- ・大綱の案の作成
- ・関係行政機関相互の調整
- ・重要事項の審議
- ・対策の実施の推進